

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### （開催要領）

1 日時 平成 26 年 6 月 3 日（火） 9:40～10:08

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

#### <WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <有識者>

梅澤 高明 A. T. カーニー日本法人会長

藤村 龍至 藤村龍至建築設計事務所代表

#### <事務局>

藤原 豊 内閣官房地域活性化統合事務局次長

松藤 保孝 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

宇野 善昌 内閣官房地域活性化統合事務局参事官

### （議事次第）

1 開会

2 議事 特区での多様な外国人受入れのための新たな在留資格の創設等

3 閉会

### （説明資料）

有識者提出資料

---

○藤原次長 それでは、始めさせていただきます。続きまして、A. T. カーニー日本代表の梅澤高明様ほかにお出でいただきまして、有識者からのヒアリングということで進めさせていただきます。

資料のほうも御提供いただいておりますけれども、「NeXTOKYO：クリエイティブシティ TOKYO構想」ということで、クールジャパン戦略の一環として、東京をおそらく念頭に置いての御議論なのだと思いますが、色々と御提案をされておられますので、八田座長以下お聞きいただければと思っております。八田座長、よろしく申し上げます。

一応ヒアリングは公開を原則にさせていただいているのですが、資料を含めてよろしゅうございますでしょうか。

○梅澤会長 はい。結構でございます。

○藤原次長 では、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくございまして、ありがとうございました。

それでは、早速御説明をお願いいたしたいと思います。

○梅澤会長 かしこまりました。今、藤原様からお話しいただきましたとおり、これはクールジャパン戦略の延長でございます。クールジャパン戦略というのは、いわゆるクリエイティブ産業と言いますが、ファッションとかコンテンツとか、あるいは食とかという産業を日本の次の成長産業にしていこうということで2010年から経済産業省をきっかけにスタートしまして、私自身、最初からずっと支援をしてまいりました。クールジャパン官民有識者会議というところで色々な議論の取りまとめをし、戦略の立案にも携わってきたという人間でございます。詳細はもう割愛させていただきますが、こちらに簡単な要旨を記した紙がございます。

それを受けまして、東京2020を背景に東京を特区にしていく。その中で、色々な成長のハブにしていこうという取組が、今、先生方が取り組んでらっしゃる取組だと認識しております。私どものラフな構想といたしまして、こちらにございますクリエイティブシティTOKYO構想というものをつい先日発表したばかりでございます。ここでもクールジャパン戦略で掲げました様々なクリエイティブ産業を特に東京に集積をする形で、かつ、それを世界とつなげて、世界のタレントと世界のプレイヤーを東京に呼び込む形で東京をクリエイティブシティにしていこうという構想でございます。

これをやっていこうとしたときにいくつかハードルがあるので、それを今回の国家戦略特区の枠組みの中でクリアしていただくということはできないだろうかという問題意識で今日アドバイスをいただきたくお邪魔をした次第です。

具体的にどういうハードルが見えているかということで、こちらのA4の紙を御覧いただければ幸いです。

まず大きく三つございまして、一つはタレントを外から、海外から呼び込むというところのハードルが一つ目。

二つ目のハードルが次のページ以降になりますけれども、街をよりクリエイティブににぎやかにしていくというところのハードル。

そして三つ目に、短期の海外からの観光客の滞在をどう収容していくか、こういうところのお話。今日はこの3点をお持ちしております。

特に重要になりますのが1枚目のほうで、就労ビザの話でございます。ここでは外食産業とファッション産業、二つの産業において私どもが見えています課題を書いています。

まず、外食産業に関しては、現状、非日本食のベテランのシェフのみに就労ビザを発給するという状況です。裏返して言いますと、日本食のレストランが外国人の比較的若いシェフの人を国内で育てようと思っても、これは就労ビザがおりません。したがって、日本の調理師学校を卒業した外国人、あるいはすし大学を卒業した外国人はすぐに国外に出て、まだ未熟な状態で私は日本食のレストランのオーナーですと言って店を出していくという形にしか現在はなっていないということです。

日本でビザを得られているのは、例えば、イタリアンレストランをイタリアで10年以上経験をしてきた人、こういう人には日本でビザが出ます。クールジャパン戦略で特に食分野で申し上げているのは、懐石や寿司だけではなくて、もう少し大衆食も含めて、日本の食を日本のプレイヤーと海外のプレイヤー、そして日本人のシェフと外国人のシェフ、こ

ういう人たちがみんな日本発で世界に出て行って、世界で稼げる日本食産業をつくろうという戦略を立てています。

ところが、このビザのスタンスですと、そうやって外国人の特にシェフの人材を取り込んでいくということができないという状況です。したがって、ここで提言あるいはお願いとして書いていますのは、料理人に対しての就労ビザの発給要件を緩和していただけないでしょうか。少なくとも何らかのガイドラインを明示していただけないでしょうかというポイントです。

移民制度のポイントシステムにこれが乗るのか、乗らないのか、私も判断がつかかっています。ポイントシステムで処理をしていただいても結構ですし、シェフ枠の特別の枠を作っていただくということでも構いません。ちなみに、京都市だけは特別に非日本人の若いシェフに対してビザを出すということをスタートしています。京都の一部の料亭でごく一部のケースということで例外の発給はスタートしています。これを東京でも実施をしていただけないかというのが1点目のお願いです。

ファッション産業に関しましても同様に、極めてケース・バイ・ケースのビザの発給になっていると理解しています。例えば、ファッション・デザイナー職の外国人の受入れに関しては、現在、国際業務というカテゴリーで、外国の文化に基盤を有する思考もしくは感受性を必要とするという要件が課されています。これは裏返して言いますと、特定の国の特定の服飾文化の知識あるいは感性を必要とするケースのみビザを出すと言えなくもなく、実際の運用はケース・バイ・ケースで行われているということなのですが、この産業においても先ほどの食と同様に、非日本人の才能を取り込む形で日本のファッション産業が世界に出ていけるような人材プールを作るという観点からすると、もう少しクリアに運用をし、かつ、幅広に外国人のタレントを日本あるいは東京で取り込んでいけるような仕組みにできないかというように願っているところでございます。

2 ページ目に進んでよろしいでしょうか。こちらの上二つは街をよりクリエイティブに、あるいはにぎやかにしていくという仕掛けに関するトピックです。

1 点目が、レストランとカフェのテラスの設置利用ということで、現状ではカフェ、レストランにおけるテラス営業というのは原則禁止をされています。東京で「しゃれ街条例」ということで一部緩和を行っていますが、認定にはいまだにハードルが高いというのが現状です。こちらでの要望は、ここにあります要綱を撤廃していただくということではできないでしょうかというのがここでの提言です。

○八田座長 このテラス設置というのは、要するに天井がない場所という。

○梅澤会長 そうです。屋外でのカフェ・レストランの営業です。特に現状では、お客さんがお店の中で食品あるいは飲料を買って、それをカフェに持って行ってテーブルに座って食すというのは認められるケースが多い。ただ、外でサーブをするということはほぼ認められていないというのが現状だということです。

○八田座長 それは私的空間、ずっと前に議論があったのですけれども、丸ノ内でレストランの外で今の時期などは食べられるような仕組みのところが結構あるのです。それは何かの条件のもとにできているのでしょうか。

○梅澤会長 おそらく「しゃれ街条例」の適用で、「しゃれ街条例」というのが東京都に

ございます。これは特例的にこういう空間を作ろうと。まず、その適用ケースだと思います。サーブは外でしてないはずで。

○八田座長 しています。私がいちども行くところがあるから。免責要件か何かあるのかもしれないけれども、それをもう少し広げるといふことですね。

○梅澤会長 そうです。より広げていただいて多くの事業者がこれを使えるようになると、おそらく東京の景観もよくなるのではないかと考えています。

○原委員 「しゃれ街条例」での特例があるのと、あとは屋内の客席と屋外、1対1とかという。

○八田座長 これは屋内にもあるのですね。だから、それかもしれない。

○梅澤会長 そのキャパシティを大きくできるというポイントですかね。ありがとうございます。

○八田座長 だから、今のところ外だけではでないということですね。特にテイクアウトのところなどは、外にも椅子があればいいなと思うけれども、そういうのはできない。そうすると、コンビニも台湾のように外に椅子を置ければすごくいい。

○梅澤会長 大分営業効率も上がるでしょうね。

○八田座長 でも、内側にはありますね。どうぞ。

○梅澤会長 厚生労働省の衛生基準からもかなり厳しい指導あるいはガイドラインを受けているとも聞いています。ですから、おそらく道路利用ということではなく、厚生労働省というようにここは共有するというポイントにもなるだろうと理解しております。

それから、ダンス規制ですが、これはおそらく議論されているポイントではないかと思いますが、今、議連でも取り上げていただいているように、何らかの形で撤廃する方向にしていっていただけないでしょうかというポイントです。

最後の簡易な短期宿泊施設の設置、これもおそらく既に議論された項目ではないかと思いますが、1週間以上の転貸は認めるという方向で動いていると理解していますが、Air Bnbの普通に使っていこうとするととも1週間以上のものだけではないというか、どちらかというより短期のものもたくさんあると思いますので、これは東京全部が難しければ、例えば、外国人の特に宿泊の多い浅草を中心とする一部のエリアだけでも、さらに短期のものを認めていただくということはできないのでしょうか。

これはおそらく経済合理性から考えても、一時的に急増する東京の宿泊需要をさばこうと思ったときに、こういう仕組みを全面的に活用するほうがはるかに効率的であるのではないかと考えております。

○八田座長 Air Bnbというのは何ですか。

○梅澤会長 Air Bnbといいますのは、個人用の個人の住宅の空きスペースをネット上で転貸をできるマーケットプレイスです。そのマーケットプレイスの中で、利用者がお互いに評価をし合う仕組みになっていまして、評判が悪い貸し手、あるいは借り手、ここはそこで自動的に弾かれていくような仕組みになっているので、基本、個人同士の取引を媒介していますから、多少の問題が起こることはあるのですが、少なくともマーケットプレイスの仕組みとして、そういうものをいいお客さんといい貸し手のみが残るように誘導していこうという努力はしています。

海外でもいくつかの都市で発達していきまして、ニューヨークでも実はこれは違法ではないかという議論に1回なって、ニューヨークの条例では、貸し手がそこに住んでいる場合は合法である。貸し手が別の場所に住んでいて、ただ単にそこを営業目的で貸している場合は、それは違法であるという線引きでこのAir Bnbの件は決着したと理解しています。

○八田座長 住んでいても同じビルの別のアパートに住んでいればいいということですね。

○梅澤会長 同じビルの別のアパートだと思います。

以上、私どもが今議論をしていますポイントはこんなところで、私どもは特に事業者というわけでもございません。この構想を書いたチームは1ページ目を御覧いただきますと名前が書いてございますが、基本、事業者というよりは建築家、藤村さんであったり、学者の方であったりというのが中心です。ただ、森ビルさんはここに入っていたいでいますし、それから、カフェカンパニーという飲食の事業者の方にも入っていただいているので、近い将来そういう方々がこの事業にかかわってくる可能性はあります。そういう状況で、今日は特にこういう話を進めていこうと思ったときに、どういように我々として中身を詰めて、あるいはどういうところと御相談をさせていただいて進めていっていいものかアドバイスをいただきたくてお邪魔をしたというのが今日の私どもの意図でございました。

○八田座長 どうもありがとうございました。それでは、委員の方から。

○秋山委員 いくつか例えば、特区制度に関する確認事項、要望をいただいている中で、御提案が東京をベースにしているものですので、例えば東京においてという前提条件をつけるのであれば、特区会議でこれをどうやって反映させていくかという話になると思いますし、東京に限らず特区全体でということであれば、例えば今回の成長戦略の項目に何かしら絡められないかとかという話になると思うのですけれども、一応まずは東京でということによろしいですか。

○梅澤会長 私どもとしては、どちらでも構いません。ただ、より実現の確率が高いほうをトライしたいということでございます。

○秋山委員 そうすると、東京の特区会議でがんがんやったほうが、特にきめ細かい部分などは進めやすいのではないかと思います。

○原委員 それはそうだと思いますね。

○秋山委員 ただ、そうなったときに、例えば、要望事項の2ページ目の話などは、これはすごく特区会議で出る話としてイメージしやすいのですけれども。

○八田座長 2ページというのは、外食・エンターテイメント、先ほどのカフェ。

○秋山委員 テラス営業の話など、これは元々東京都の提案の中にも、ただ、私の記憶だと、東京都の提案はどちらかというと道路の利用のほうの話なので、食品衛生とかこのあたりが、ただ実際やろうと思えば必ず出てくる話ですから、これは一応テーマとしては入っているなど。あとダンス風営法も確か入っていますし、あとは短期宿泊のものは去年やった特例措置を例えば、さらに東京でもう一步進めるということで、非常に議論の土俵には乗りやすいのではないかなと思うのです。

1ページ目の在留資格、ビザの発給のところは、法務省とやらないといけないものですし、ちょうど今、特区限定のというか、特区用の新しい在留資格を検討したいなという議

論を今ちょうど法務省としている中で、そういう中にこういうニーズも取り込めるのであればいいなと思います。

あと先ほどの京都市のものは、ちょうどついさっき法務省の方にお話を伺ったのですが、法務省の方に言わせると、最初、京都市で始めたのだけれども、今は京都でなくてどこでもそれを使えるのですよとおっしゃっていました。

○八田座長 さらっと言いましたね。あれは本当かなと思うけれどもね。

○秋山委員 ただ、いわゆる懐石料理のような、もう本当にほんの一握りのジャンルに、そこが制限されているためにあまり広く使われていないというような御説明だったのですね。

○宇野参事官 正確にいうと、総合特区の地域活性化のほう、地域活性化総合特区という類型があるのですが、こちらの特例として認められているということなので、今41、地域活性化の総合特区がありますが、その41のところではどこでも使えるというのは事実です。

ただ、全国どこでもいいかという、地域活性化総合特区に指定されないと使えないというのが現状。

○八田座長 東京は入っていないわけですね。

○宇野参事官 東京は地域活性化総合特区に指定されていない。

○八田座長 国際特区だからね。

○宇野参事官 国際総合戦略特区になっているので、そういうのが情報としては正確なところですよ。

○梅澤会長 これは懐石と旅館と記述がございましたが、それは正しいのですか。

○宇野参事官 これは特定伝統料理ということで、伝統料理を学びに来る外国人の方について認められている。あと先ほど法務省が言っていました、専門学校で留学した方がそのまま実地でやるというのは、この2月か何かに告示を改正したというようなお話を先ほどされていました。

○梅澤会長 ごめんなさい、それは食に関してでしょうか。

○宇野参事官 食に関して。たこ焼きでもいいと言っていました。

○八田座長 料理学校を卒業した後、2年間はプラクティカルトレーニングとして働くことができる。

○梅澤会長 それは研修扱いですか、それとも給与。

○八田座長 実質的な給料という印象を受けました。

○原委員 それは修行という前提なので、給料は出ていると思います。

○梅澤会長 不勉強で申しわけありません。これはつい最近のようなことですか。

○宇野参事官 2月ですね。

○八田座長 これは全国区という感じでしたね。最初のものは、筋から言ったら、おそらく総合特区でもできているわけですから、これを規制改革会議で全国波及としてもらうというのが一番筋のような気がしますね。一つの地方活性化特区から、また、ここの戦略特区にだけ限定するというよりは、もう実績があるわけですから、日の丸のほうが。次が、今、秋山委員もおっしゃったように、その範囲をもう少し広げろよということがあるけれども、そこが結構、専門学校の要件がどうか分からないけれども、普通、日本の学部の大

学を出て、そして例えば、三菱重工に就職するといったら、問題なくあとずっと就業ビザが出ますよね。何年でもいることができる。専門学校を卒業したときにそういうのが出るのかどうかよく分からないのですが、おそらく今度のは、普通は出なくて、料理人の場合には2年間そういうのが出るということなのではないでしょうか。

○原委員 出ないです。書かれている非日本食というのが前提になっているわけです。

○八田委員 日本の学校を出た人。

○原委員 だから、日本の専門学校でも料理のお仕事はできないです。人文知識とかではないですから。

○八田座長 だから、大学とは全然違うのですね。大学を出た場合にはいろんな資格が取れて、アメリカよりもよほど日本のほうがオープンなのに専門学校の場合にはそんなにオープンではないとすると、料理に関しては今の2年間というのをもっと延ばしてよというようなこともあり得るのかもしれないですね。

○梅澤会長 ファッション・デザイナーのほうも同じで、大学を出た方は比較的ビザを取りやすい。やはり専門学校卒だと同じような勉強をしても取りにくい。ケース・バイ・ケースであると伺っています。

○八田座長 むしろ今まで聞いたところでは、このファッションに関してはそういうのがないから、ファッションにしても日本の専門学校を出たら、何年間か働けるようにして頂きたいということですか。

○梅澤会長 そうしていただけると大分。

○八田座長 そういうのは、才能のある人はもっと長くいてもらってもいいですね。

○梅澤会長 実際、大学で留学をしてくる若者たちも、よくよく聞いてみると日本のファッションや日本のアニメが好きで来ましたという若者が多いです。この分野の仕事をしている人たちも、やはり日本で働きたいと思っている人は多いです。ただ、相当ハードルが高い。日本の大企業が雇ってくれない限りは、日本で働くのは無理だよという状況なので、そこを少し緩和できないかというお願いです。

○八田座長 少なくとも、仮に料理に関してそういう料理学校卒業に対して2年ができたとすれば、ファッションとかアニメに関しても少なくともそういうことができるようにすべきだと。

○梅澤会長 そうしていただけると大分門戸が広がりますし。

○原委員 これは法務省と、それこそ6月の成長戦略に向けての議論の一つに加えていいのではないかと。

○秋山委員 新しい在留資格もイメージにすごく象徴的に持ってこられるから、私はこれはとてもいいと思います。

○原委員 先ほど起業のスタートアップのところだけ示したけれども、これをもう一つ加えるのでよろしいかと思います。あと、先ほど秋山委員が言われた、東京なのか、別のところも含めてなのかというので言うと、ここは一番御関心を持っているのは福岡市。

○八田座長 あと福岡はファッションも興味を持っているから。

○秋山委員 しかも料理もあそこは多分ありますから、例えば、1ページ目のものは6月の新しい在留資格みたいなのところに盛り込めないかというところに入れて、2ページ目は

東京の区域会議で深掘してもらったらいいのではないかなと思います。ちなみに、区域会議で深掘するためにはどうすればいいのですか。

○八田座長 まず区域会議ができないとだめです。

○秋山委員 では、いつできるかは別として、そこに例えば、梅澤さんたちがこの話を持ち込んで、具体的な議論にして、具体的な形にするためにはどうすればいいのですか。

○原委員 今、区域会議のメンバー、民間の方というのは公募されていますけれども、追加提案のような話になってくると、事業者の中に入ってこれないですね。だから、それは新しい提案も含めて区域会議で御提案を受け付けるような場を作るとか、そんなイメージですね。

○八田座長 基本的には複線、そちら側でやるのと、こちら側に直接来るのと、ルートとしては二つあるとは思いますが。

○宇野参事官 提案募集は基本方針上も年2回は最低やると書いておりますので、そういうのをうまく絡めて追加提案を募集するというのはあるのかなと思いますけれども。年2回の提案募集をうまく使って区域会議に落とし込むような仕組みを考えていくということですかね。

○梅澤会長 提案募集というのは1回目がこの間。

○宇野参事官 昨年の8～9月に、これはプロジェクトの提案募集をしたのですが、追加の規制改革の提案だとか、特に区域が決まっていますので、ここでやってみたいというような提案を、これは基本方針というのが閣議決定されているのですが、少なくとも年2回やるというのが政府の方針として決まっていますので、それをまたやらなければいけないのですが、そういうところを出していただいて、それぞれの区域ごとに落とし込んでいくという作業はおそらく必要になってくるのかなと思います。

○八田座長 今の話をまとめると、秋山委員のおっしゃったことの繰り返しになりますが、1ページ目の特にファッションとかこういうこと、アニメも入っているかどうか忘れたけれども、アニメも入れて、こういうことについては、できたら成長戦略へこの6月ということを目指してやりましょう。あとのところは、そういう年2回のシステムを利用するなり何なりして、実質的には東京の中でできるような仕組みにしていきたいと思います。

○宇野参事官 質問ですけれども、要綱は厚生労働省ではなくて東京都の要綱だという理解でよろしいのですか。

○梅澤会長 すみません、確認します。

○原委員 カフェ、テラス席ですか。

○宇野参事官 はい。

○原委員 東京都です。

○宇野参事官 ある意味、東京都の規制になっている可能性があるということですね。

○八田座長 そこに厚生労働省がどれだけ面倒くさいことを言っているかですね。もし、厚生労働省が言ってくるとこういう特区の管轄になると思うし、そうでないと都自体がもう少し頑張るとよということになる。都も厚生労働省があるから動けないとかということになると、そういう。

- 秋山委員 上に上げていただくということですね。
- 梅澤会長 今週、東京都のほうにもこんな形でいかがでしょうかと御提案に行っています。
- 八田座長 分かりました。どうも本当にお忙しいところ、ありがとうございました。